

医療費適正化事業 正しく知ろう! 医療のこと

問い合わせ 保険介護課 ☎592141

1 医療機関へのかかり方 健康管理と適正受診のお願い

かかりつけ医を持ちましょう

普段から健康状態や病歴・アレルギーの有無について把握してもらうことで、いざというときにすぐ相談できます。必要な場合は、大病院や専門医への紹介状を書いてもらうこともできます。

自分の症状を上手に伝えましょう

診断に必要な情報の伝え漏れを防ぐために、伝えたいことをあらかじめメモをするなど整理しましょう。お薬手帳も忘れずに持参しましょう。



重複受診・頻回受診は控えましょう

セカンドオピニオンを求めるなどの明確な理由がなければ、重複受診（次々と医療機関を変える）や頻回受診（1週間に何度も同じ病院に通い続ける）は、過剰な受診となりますので、控えましょう。



2 保険が変わったときは 要注意

国民健康保険に加入している方が会社などに就職した場合は、健康保険が変わります。医療機関には、その旨をきちんと伝えましょう。変更の届出をしないと、医療機関は本来の請求先とは異なる誤った請求をすることになります。そのような場合、国民健康保険では負担ができません。医療機関を受診した本人に対して、国民健康保険が負担した医療費を請求する場合がありますので、ご注意ください。

3 交通事故などの第三者 行為は届け出を

交通事故など他人（第三者）の行為が原因でケガや病気になった場合、保険会社と連絡をして「第三者行為による被害届」を提出してください。医療費は国民健康保険でいったん支払い、後で加害者に請求します。

4 国保世帯員の中に市外在住で引き続き修学する方、学校を卒業する方がいる場合は、届け出を忘れずに

市外に住民登録をして修学している方で、特例により大竹市の国民健康保険に加入している方が引き続き修学する場合または卒業する場合は、届け出が必要です。

必要なもの

○引き続き修学する方がいる場合
在学証明書（4月1日以降発行のもの）または学生証（有効期間のあるもの）、印鑑、マイナンバー（個人番号）がわかるもの

○卒業後、就職する方がいる場合
就職先の健康保険証（または加入証明書）、印鑑、大竹市国民健康保険被保険者証、マイナンバー（個人番号）がわかるもの

※ 卒業日から就職まで空白期間がある場合は、住民票を登録している自治体で国民健康保険に加入する必要があります。

○卒業後、大竹市以外に居住する方がいる場合
卒業証書または証明書、印鑑、大竹市国民健康保険被保険者証、マイナンバー（個人番号）がわかるもの

